

区民委員会情報連絡

令和4年4月15日

情報連絡事項	頁
1 マイナポイント設定サポート窓口の拡充について	2
2 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料及び後期高齢者 医療保険料の減免について	3

(区 民 部)

区民委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
<p>1 マイナポイント設定サポート窓口の拡充について</p> <p>所管課 【個人番号カード交付・普及推進担当課】</p>	<p>マイナポイント第2弾に伴う設定サポートについて、下記のとおり設置場所を拡充して実施する。</p> <p>1 設置場所</p> <p>(1) 足立区役所</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 場所 区役所1階アトリウム</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 開設時間 平日 午前9時から午後5時 休日開庁日 午前9時から午後4時</p> <p>(2) イオン西新井【新設】</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 場所 イオン西新井 4階 (梅島3-32-7)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 開設時間 平日 午前11時から午後7時30分</p> <p>2 開設期間 令和4年4月1日から 令和5年2月28日まで</p> <p>3 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナポイント取得に必要な支援 ・ 保険証や口座の登録支援 ・ マイナンバーカード申請の補助 <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口には、マイナンバーカードとポイントを受け取るICカードやキャッシュカード等を持参するよう周知する。 ・ 地域におけるサポート窓口は、健康保険証や口座登録に伴うポイント手続きが開始される6月以降に開設する。 	<p>左記のとおり</p>	<p>あだち広報 3月25日号・ ホームページ・ SNS等</p>

区民委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P Rの方法
<p>2 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について</p> <p>所管課 【国民健康保険課、 高齢医療・年金課】</p>	<p>令和3年度に引き続き、令和4年度についても新型コロナウイルス感染症に係る減免を実施することとなったため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 減免対象基準【変更なし】</p> <p>(1) 申請対象</p> <p>ア 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡又は重篤な傷病を負った世帯</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が見込まれ次のすべてに該当する世帯</p> <p>(ア) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少額（保険金や損害賠償金等で、補てんされた金額を控除した額）が、前年の事業収入等と比べて3/10以上</p> <p>(イ) 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額の合計額が1,000万円以下</p> <p>(ウ) 減少する事業収入等以外の世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が400万円以下</p> <p>(2) 減免の対象となる保険料 令和4年度の保険料で令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来するもの</p> <p>(3) 減免額 全額免除または一部減額</p>		<p>あだち広報 区ホームペ ージ あだち国保 だより あだち長寿 医療だより</p>

	<p>2 申請時期（予定）</p> <p>(1) 国民健康保険課 保険料決定通知書送付後の令和4年6月15日から</p> <p>(2) 高齢医療・年金課 保険料決定後の令和4年7月15日から</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度当初の通知では、財政支援は特別調整交付金のみとなっていたが、後から、災害臨時特別補助金も加えて10割となった経緯がある。今回の通知では、令和4年度についても、特別調整交付金から、10割、6割、4割のいずれかの割合の財政支援を行うこととなっている。 申請開始時期について、国民健康保険課では、過去2年度5月のはじめとしていた。しかし、保険料決定前に申請を受け付けた結果、減免決定等の処理を保険料決定後まで行えず、申請書類を保留扱いすることとなっていたため、今年度は、申請開始時期を保険料決定後とすることとした。 		
--	---	--	--